

指名停止措置の概要

1. 指名停止業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
株式会社道南産機	北斗市久根別5丁目102番地33

2. 指名停止期間

令和 5年 3月24日から令和 5年 7月23日まで(4箇月)

3. 事実概要

株式会社道南産機は、北斗市入札において錯誤(記入間違い)により著しい低価格で落札したが、落札決定後辞退した。

4. 指名停止理由

上記事実概要に起因し、北斗市競争入札参加資格者指名停止基準運用方針第26条第1項第2号(落札決定後辞退)に該当するため。